

# 山口県報

令和3年  
3月5日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 県税に関する申告の期限の延長（税務課）……………
  - 統計調査の指定に関する告示の一部改正（統計分析課）……………
  - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）……………
  - 特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）……………
  - 道路の区域の変更（道路整備課）……………
  - 道路の供用の開始（道路整備課）……………
  - 道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告
  - 萩都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………
- 教委規則
  - 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
  - 山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 人委公告
  - 令和三年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………
  - 令和三年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）の実施……………
  - 令和三年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）の実施……………
- 選管告示
  - 不在者投票のできる介護医療院の指定……………



### 山口県告示第七十号

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十八条第一項の規定に基づき、次の地域に事務所又は事業所を有する個人の行う事業に対する事業税の納税義務者については、条例第五十二条第一項に規定する申告書の提出に関する期限が令和三年三月十五日であるもの（年の中途において事業を廃止した場合を除く。）に係る当該期限を同年四月十五日まで延長する。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

地域 山口県内

### 山口県告示第七十一号

統計調査の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

六中「郵送方式」の下に「又は電子メールを利用する方法」を加える。

### 山口県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
-----------------------	------------------------	----------------	------------	-----------	-------

医療法人社団 岩国市岩国一 岩国第一病院 岩国市岩国一 居宅療 令和三、  
千寿会 丁目二〇番四 九号 養管理 四、  
九号 指導 一

山口県告示第七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は 住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人社団 千寿会	岩国市岩国一 丁目二〇番四 九号	介護予 防居室 療養管 理指導	令和三、 四、 一
	岩国第一病院		
	岩国市岩国一 丁目二〇番四 九号		

山口県告示第七十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平  
成五年政令第百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のと  
おり実施する。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域 二 検査の期日、場所等	期 日	時 間	場 所
一 区域 防府市			
二 検査の期日、場所等	令和三、 四、一四	午前一〇時から正午まで及 び午後一時から午後三時三 〇分まで	防府市佐波公民館
	〃 〃 一五	午前一〇時から正午まで	防府市宮市福祉センタ―
	〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後三 時まで	防府市小野公民館

〃 〃 一六 午前一〇時から午前一一時  
三〇分まで 防府市大字富海一二五八の一  
防府とくち農業協同組合ふれあ  
い富海支所

〃 〃 〃 午後一時から午後三時三〇  
分まで 防府市牟礼公民館

〃 〃 一九 午前一〇時から午前一一時  
三〇分まで 防府市華浦学習等供用会館

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後二  
時三〇分まで 防府市野島漁村センタ―

〃 〃 二〇 午前一〇時から午前一一時  
三〇分まで 防府市向島公民館

〃 〃 〃 午後一時から午後三時三〇  
分まで 防府市公設青果物地方卸売市場

〃 〃 〃 午前一〇時から午前一一時  
三〇分まで 防府市右田公民館

〃 〃 〃 午後一時から午後三時三〇  
分まで 防府市新田学習等供用会館

〃 〃 〃 午前九時三〇分から午前  
一時三〇分まで 防府市大字台道三五八六  
防府とくち農業協同組合西部営  
農センタ―

〃 〃 〃 午後一時から午後三時三〇  
分まで 防府市中関公民館

〃 〃 二三 午前一〇時から正午まで及  
び午後一時から午後三時三  
〇分まで 防府市公会堂

令和三年四月二十六日から同年六月三十日までは、山口県計量検定所において実施  
する。

三 所在場所における定期検査の期間

令和三年五月七日から同年六月三十日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 二 検査の期日、場所等	期 日	時 間	場 所
一 区域 大島郡			
二 検査の期日、場所等	令和三、 五、一〇	午前一一時から正午 まで	周防大島町役場和田出張所
	〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後二 時三〇分まで	周防大島町役場油田出張所

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 所在場所における定期検査の期間	四 指定定期検査機関の名称
岩国市	令和三、六、四	令和三年五月十九日から同年七月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。	令和三年七月二日から同月三十日まで
岩国市	令和三、七		一般社団法人山口県計量協会
	午前十一時から正午まで 午後一時三十分から午後三時まで		岩国市愛宕供用会館 岩国市灘供用会館 岩国市中央公民館藤河分館
	午前十一時から午後二時三十分まで		周防大島町東和総合センター
	午後一時から午後一時三十分まで		大島郡周防大島町大字西方一九五八の六二 周防大島町商工会東和支所 周防大島町役場日良居庁舎 周防大島町たちばなケアプラザ
	午前二時から午後三時まで		大島郡周防大島町大字地家室二三六の三 佐連会館
	午前十一時から午前一時三十分まで		周防大島町役場白木出張所
	午後一時から午後二時三十分まで		沖浦農村環境改善センター 蒲野農村環境改善センター
	午前十一時から正午まで		周防大島町役場椋野出張所
	午後一時三十分から午後二時三十分まで		周防大島町役場健康管理センター
	午前十一時から午後二時三十分まで		周防大島町大島文化センター
	午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで		岩国市川下供用会館
	午後一時から午後四時三十分まで		岩国市地方卸売市場
	午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで		美和西部ふれあいセンター
	午後一時から午後二時まで		岩国市美和保健センター
	午後二時三十分から午後三時まで		岩国市南桑出張所
	午前十一時から午後三時まで		岩国市高根出張所
	午前十一時から正午まで		岩国市深須出張所
	午後一時三十分から午後三時まで		錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」
	午前十一時から正午まで		美川林業センター
	午前十一時から正午まで		岩国市美川支所

〃	〃	六	午前十一時から午前一時三十分まで 柳井市役所阿月出張所
〃	〃	〃	午後一時から午後三時まで 岩国市本郷支所
〃	〃	五	午前一時から午後二時三十分まで 柳井市役所伊保庄出張所
〃	〃	〃	午後一時から午後三時まで 岩国市玖珂支所
〃	〃	〃	午前十一時三十分から午前一時三十分まで 柳井市役所新庄出張所
〃	〃	〃	午後一時三十分から午後三時まで 岩国市米川出張所
〃	〃	〃	午前十一時から正午まで 柳井市役所日積出張所
〃	〃	二	午前十一時から午後三時まで 柳井市役所大島出張所
〃	〃	〃	午後一時から午後三時まで 岩国市周東町下久原七四三の 旧岩国市周東保健センター
〃	〃	〃	午後一時から午後三時まで 岩国市由宇公民館
〃	〃	〃	午前十一時から午後三時まで 柳井市役所
〃	〃	〃	午前十一時から午後三時まで 岩国市役所
〃	〃	〃	午後一時から午後三時まで 岩国市役所
〃	〃	〃	午後一時から午後三時まで 岩国市役所

一 区域 柳井市

二 検査の期日、場所等

令和三、七、一 午前十一時三十分から午前一時三十分まで 柳井市柳東文化会館

令和三、七、二 午後一時から午後三時まで 柳井市役所大島出張所

令和三、七、三 午前十一時から午前一時三十分まで 柳井市役所伊保庄出張所

令和三、七、四 午前十一時から正午まで 柳井市役所日積出張所

令和三、七、五 午後一時から午後三時まで 柳井市役所新庄出張所

令和三、七、六 午後一時三十分から午後三時まで 柳井市役所伊保庄出張所

令和三、七、七 午前十一時から午前一時三十分まで 柳井市役所阿月出張所

三 所在場所における定期検査の期間

令和三年八月二日から同月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 玖珂郡

二 検査の期日、場所等

令和三、七、二〇 午後一時から午後二時三十分まで 和木町体育センター

令和三年七月二十一日から同年九月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

令和三年八月二日から同月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会



期	日	時	間	場	所
令和三、一〇、六	六	午前一〇時から午前一一時三〇分まで		周南市久米支所	
〃	七	午後一時から午後三時まで 午前一〇時から午前一一時三〇分まで		周南市徳山保健センター 周南市富田東地区コミュニティセンター	
〃	〃	午後一時から午後二時まで 午後二時三〇分から午後三時三〇分まで		周南市鼓南支所 周南市給島市民センター	
〃	八	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで		周南市学び・交流プラザ	
〃	一二	午前一一時から正午まで及び午後一時から午後一時三〇分まで		周南市大津島ふれあいセンター	
〃	一三	午前一〇時三〇分から午前一一時三〇分まで		周南市鶴いこいの里交流センター	
〃	〃	午後一時から午後三時まで		周南市ゆめプラザ熊毛	
〃	一四	午前一〇時三〇分から午前一一時三〇分まで		周南市須々万市民センター別館	
〃	〃	午後一時から午後一時三〇分まで		周南市須金支所	
〃	一五	午後二時三〇分から午後三時まで		周南市中須支所	
〃	〃	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで		周南市陸上競技場	
〃	一八	午前一〇時から午前一一時三〇分まで		周南市湯野支所	
〃	〃	午後一時から午後二時まで		周南市道の駅ソレーネ周南	
〃	〃	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで		周南市夜市支所	
〃	一九	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで		周南市櫛浜支所	
〃	二〇	〃		周南市コアプラザかの	
〃	二一	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで		周南市新南陽球場	
〃	二二	〃		周南市陸上競技場	

〃 二五 午前一〇時三〇分から正午まで 周南市和田支所

〃 〃 午後一時三〇分から午後三時まで 周南市菊川支所

〃 二六 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 周南市徳山保健センター

令和三年十月二十七日から同年十二月二十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間  
令和三年十月一日から同年十二月二十二日まで

四 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 美祢小郡線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
宇部市大字東吉部字浴山三七一の八地先	新	最狭 一七・四	一〇・一	道路改良工事の完了による。	
	旧	最狭 二四・四	一〇・一		



山口県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和三年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 美祢小郡線	宇部市大字東吉部字浴山三七一の八地先	令和三年三月六日

山口県告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字東蓼原八七六の六、八八〇の二六及び八八〇の二七	四・〇 五・〇	四一・八	令和三、 二、二二



(六二) 萩都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第

二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
萩都市計画道路三・五・十二前小畑無田ヶ原口線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
 別記第一号様式から別記第四号様式まで及び別記第六号様式から別記第八号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県文化財保護条例施行規則（昭和四十年山口県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第三号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十三号様式から別記第二十一号様式までの規定中「四」を削る。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。



公 告

令和三年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和三年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和三年三月五日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
試験は、次の表のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務

二 受験資格

(一) 平成四年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者又は平成十二年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業業者若しくは令和四年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である性格検査及びアピールシート試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 方法及び内容

1 第一次試験

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力について、択一式による筆記試験により、基礎能力試験を行います。

2 第二次試験

- (1) 性格検査  
性格等に関する検査を行います。
- (2) アピールシート試験  
表現力、構成力、経験、意欲等について、記述式による筆記試験を行います。

(3) 口述試験  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験を行います。

(二) 日時及び場所

- 1 第一次試験並びに性格検査及びアピールシート試験  
日 時 令和三年四月十八日（日曜日）

試験室 入室 午前九時三十分まで  
基礎能力試験 午前十時から午前十一時十分まで  
性格検査 午前十一時四十分から午後零時二十分まで  
アピールシート試験 午後一時三十五分から午後三時五分まで

場所 山口市桜島六丁目二番一号  
山口県立大学北キャンパス

2 口述試験

日 時 令和三年五月二十日（木曜日）又は同月二十一日（金曜日）のいずれか、山口県人事委員会が指定する日  
場所 山口市滝町一番一号



山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

基礎能力試験 八〇点

(二) 第二次試験

アピールシート試験 六〇点

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、基礎能力試験の得点順に決定します。

ただし、基礎能力試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、アピールシート試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

なお、アピールシート試験は、第一次試験と同日に行いますが、第一次試験合格者のみ採点を行います。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和三年四月二十八日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和三年六月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和三年三月五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度試験(チャレンジ型)受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年三月十五日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体上の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和三年三月五日(金曜日)午前九時から同月二十五日(木曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

公 告

令和三年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）の実施  
 令和三年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。  
 令和三年三月五日  
 山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	三十人程度
東京都 大阪府	六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和六十三年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者
東京都	昭和六十一年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者
大阪府	昭和六十三年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和三年五月九日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視 力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である

こと。

色 覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴 力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日 時 令和三年六月五日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和三年六月六日(日曜日)又は同月七日(月曜日)のいずれかで、山口県

人事委員会が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和三年六月七日(月曜日)から同年七月四日(日曜日)までの間で山口県

人事委員会が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、令和三年五月十九日(水曜日)とし、合格者の受験

番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

す。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、令和三年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県

人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

す。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府

を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その

旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に記載され、このうちから各都府

県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原

則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命さ

れ、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置

されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として、一

般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通

九 勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。  
受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和三年三月五日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一  
号（郵便番号七五三―八五〇―一））に請求してください。郵便で請求する場合は、  
封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った  
宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四  
センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをす  
ることができない場合は、令和三年三月二十六日（金曜日）までに山口県人事委員  
会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）に問い合わせてください。

受験申込みには志望都府県名を第二志望まで入力できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口  
県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し  
ての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職  
員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参  
照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和三年三月五日（金曜日）午前九時から同年四月十二日（月曜日）午後五時ま  
で

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四  
七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一〇）に問い合  
わせてください。

公 告

令和三年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）の実施

令和三年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。

令和三年三月五日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交  
通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十三年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第  
二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、  
短期大学を除く。）の卒業者又は令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者  
が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項  
の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが  
なくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ  
の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者につい  
て行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に  
より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和三年五月九日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで



3 場所

下関市 下関市立大学  
山口市 山口県立大学  
周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上  
シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和三年六月五日(土曜日)  
場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和三年六月六日(日曜日)又は同月七日(月曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和三年六月七日(月曜日)から同年七月四日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。  
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和三年五月十九日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和三年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委

員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和三年三月五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一  
号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、  
封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った  
宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四  
センチメートルのもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをす  
ることができない場合は、令和三年三月二十六日(金曜日)までに山口県人事委員  
会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し  
ての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職  
員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参  
照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和三年三月五日(金曜日)午前九時から同年四月十二日(月曜日)午後五時ま  
で

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四  
七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一一〇)に問い合  
わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者  
投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

令和三年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
医療法人全真会全真会病 院介護医療院		萩市大字山田四八〇七の三			令和三、	二、	二二		